

電力・ガス取引監視等委員会

第72回料金制度専門会合

1. 日時：令和7年12月16日（火） 11：30～12：45
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：大橋座長、松村委員、村松委員、大屋敷専門委員、川合専門委員、河野専門委員、新家専門委員、関口専門委員、東條専門委員、華表専門委員、平瀬専門委員

（オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください）

○黒田NW事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第72回料金制度専門会合を開催いたします。私は、事務局・ネットワーク事業監視課長の黒田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合はオンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、友岡委員は御欠席の予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行は大橋座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○大橋座長 皆さん、こんにちは。本日も御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の第72回料金制度専門会合を始めさせていただきたいと思います。本日、議事次第御覧いただくと、議事は1つでございまして、「レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いについて」ということでございます。本日も、毎回同様ですけれども、忌憚のない意見交換をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題1について、事務局より資料3を御用意いただいておりますので、まずこちらのほうを御説明いただいた後、御討議できればと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料3を御覧ください。「レベニューキャップ制

度における物価等の上昇及び事業方針の取扱いについて」ということとさせていただきます。

2 ページで、本会合で御議論いただきたい事項ということですが、第70回会合、10月22日の会合におきまして、レベニューキャップ制度の第1規制期間における労務費単価や物価等の上昇の取扱いに関する事務局案について御議論いただき、おおむね御賛同いただいたということで、具体的には①から③。①として、第1規制期間についての制度措置の対象とし、その対象年度は2026、2027年度の2年間とする。②として、対象とする投資量は、各事業者において見直された合理的かつ現実的な投資量の実績値とする。③料金の反映方法は、基本的に翌期調整とするが、事業者による期中調整の申請を可能とするということとさせていただきます。

本日は、上記を踏まえまして以下について御議論いただきたいということで、第1規制期間の制度措置に関する諸論点として④から⑦。④が制度措置の対象とすべき費用項目、⑤物価等上昇の影響額算定の基準年度、⑥適用する客観的な公表指標、⑦事業報酬の取扱いということとさせていただきます。また、第2規制期間に向けた検討課題についても御議論いただきたいと思っております。

資料のほう、6 ページから、第1規制期間の制度措置に関する諸論点について御説明をさせていただきます。

まず7 ページ、④の制度措置の対象とする費用項目ということとさせていただきます。1 ポツでございますが、制度措置の対象とする費用項目について、基本的には物価等上昇の影響を受ける費用項目を対象とすべきと考えてございます。

一方で、制御不能費用、事後検証費用、控除収益については翌期調整の対象であり、物価等上昇の影響がある場合にも個別に検証・調整が可能であるということで、今回の制度措置については対象外とすることが適当ではないかと考えてございます。

また、廃炉等負担金や離島等供給に係る収益、また離島等供給に係る燃料費、除却損といった物価等上昇の影響を受けない項目も対象外とすることが適当であると考えておりまして、このため、上記を除いたOPEX、CAPEX、その他費用、次世代投資費用を制度措置の対象としてはどうかと考えております。

次に、8 ページでございまして、⑤物価等上昇の影響額算定の基準年度でございます。第1規制期間につきましては、2021年度までの費用実績をベースに審査を行っているということとさせていただきますので、今回の第1規制期間の措置においても制度措置の基準年度を2021年度として、当該年度を起点とした物価指標の変動率を反映することとしてはどうか

と考えてございます。

また、実契約における期ズレ、実際には費用計上の前年度以前に実契約が行われることが多いということを考慮しますと、対象年度の前年度までの物価指標の変動率を反映することとしてはどうかということをごさいます、下の図で申しますと、例えば2026年度の措置については、2021年度を起点として、2025年度までの4年分の物価指標の変動率を反映していくということとしてはどうかということをごさいます、このように2021年度を起点として、対象年度の前年度までの物価指標の変動率を反映させることにより、規制期間年数と物価指標の変動率を反映させる年数も一致をすることかと考えております。

次に、9ページ⑥、適用する客観的な公表指標でございます。まず、送配電網協議会による試算です。こちらは、10月22日の会合で送配電網協議会からのプレゼンにあったとおりということをごさいますけれども、物価等上昇の影響額は、費用換算後において2023年度は957億円、上昇率は4.9%、2024年度は1,749億円、上昇率は2年分で9.6%という報告でございました。

この2024年の上昇率9.6%ということですが、下の赤枠ハイライトのところを見ていただきますと、費用項目は7.4%、投資項目は17.2%という内訳となっております、主として送配電網の設備拡充、更新工事等に関連する投資項目が、費用項目に対して上昇率が高くなっているという状況でございます。

次に、10ページ、主要事業の推移ということをごさいます、先ほど申し上げた第1規制期間の審査の基準年度である2021年度を起点とした主要指標の推移は以下のとおりということをごさいます、消費者物価指数、建設工事費デフレーター、国内企業物価指数、公共工事設計労務単価の推移を以下に示しておりますけれども、紫の消費者物価指数に比べて、労務費や資材費の高騰がより反映されやすいと考えられる建設工事費デフレーター、国内企業物価指数、公共工事設計労務単価の上昇率は高い推移となっているのが見てとれるところでございます。

11ページでございますが、前ページまでの状況を踏まえまして、客観的な指標を用いて物価等上昇を反映する場合に、以下のようなパターンが考え得るということでお示しをしているものでございます。3通りお示しをしておりますが、まず案①は、対象費用の合計額に消費者物価指数（総合）を乗ずる方法。案②でございますが、先ほど費用項目、投資項目それぞれ上昇率が違うという話を申し上げましたことも踏まえまして、費用項目に対して消費者物価指数、投資項目に対して建設工事費デフレーターの電力を乗ずるという方

法でございまして、下に円グラフでありますとおり、26～27年度における投資項目・費用項目の割合は、費用対投資で約7対3ということでございますので、それぞれに先ほどの指数を掛けるというのが案②でございます。

案③は、対象費目の合計額に国内企業物価指数を乗ずる方法ということでございます。

※1でございますが、建設工事費デフレーター、この次のページにも詳しく書いておりますが、こちらは労務費や資材費の価格指数をそれぞれの構成比でウェイトづけをする形で反映しているものということであります。

また、※2としまして、上記以外にも、例えば対象費用を労務費割合、資材費割合に分けて、それぞれに公共工事設計労務単価や国内企業物価指数を適用するという案も理論上は考え得るところでございますが、ただ労務費割合や資材費割合について、現状、各事業者において客観的かつ統一的なデータを示すことは困難であるという状況でございまして、この案①から③には含めていないということでございます。

12ページ、建設工事費デフレーターのページでございまして、こちらは、建設工事に係る名目工事費を基準年度の実質額に変換をする目的で、国内の建設工事費全般を対象とし、毎月、国土交通省が作成・公表をしているというものでありまして、今回は、この電力部門を使うということで御提案をしているところであります。

2ポツのハイライトにあるとおり、建設工事費を構成する労務費や個々の資材費の価格指数をそれぞれの構成比（ウェイト）をもって総合する投入コスト型で算出する手法を取っているということでございまして、4ポツにあるように、労務費や資材費のウェイトについては、産業連関表や作成基礎資料等を用いて作成をしているということでございますし、また5ポツに書いてあるとおり、この指数につきましては132項目を使っておりまして、例えば労務費であれば毎月勤労統計調査、個々の資材・サービス費は企業物価指数等を用いるということで、適切な物価指数等を採用するという形で算出をしているというものになります。

13ページでございますが、採用指標の考え方ということでございます。下に箱がありますので、そちらでまず御説明をしております。先ほどの案①から③ごとにそれぞれ考え方、送配協の試算との整合性、メリット・デメリットということでお示しをしております。

まず案①、費用全体に消費者物価指数を掛けるという案でございますけれども、一般的にインフレの指数として利用される消費者物価指数を用いるという考え方でございまして、他国、例えばドイツとかノルウェーにおいても、消費者物価指数を用いて制度設計が行わ

れている事例があるということでございます。これを用いますと、2024年度における適用指標の数値が、2年分ということで6.3%ということになります。

上の箱に、参考ということで先ほどの送配協の試算の数字も書いておりますけれども、費用項目の上昇率は7.4%ということでおおむね整合しているというところでございますが、投資項目の上昇率は大きな乖離があるということでありまして、メリット・デメリットとしましては、消費者への負担が抑えられるというメリットがありますけれども、一方で電気工事業者の賃上げ等は困難となるおそれがあると考えております。

次に、案②でございますけれども、費用項目は先ほどの案①と同様に、一般的にインフレの指数として利用される消費者物価指数を使うと。投資項目につきましては、主として投資項目が送変配の設備の建設工事等であることを踏まえまして、電力設備の建設工事に係る企業物価や賃金指数等を含めた総合指数である建設工事費デフレーターを適用するというところでございます。

また、3つ目の➤でございますが、他国、例えばイギリスにおいても、消費者物価指数をベースに他の指標で補正を行う制度設計が行われている事例があるということでございます。

こちらの案では2年間の上昇率は6.8%ということで、費用項目6.3%、投資項目7.8%ということになります。費用項目の上昇率はおおむね整合しますし、投資項目の上昇率についても、可能な限り工事契約の実態を客観的な指標で反映することで、案①と比べて乖離幅は減少するというところでございます。

メリット・デメリットについては、消費者への負担は一定程度抑えられているということに加えて、電気工事業者の賃上げ等も可能になるということでございます。

案③、費用全体に国内企業物価指数を適用するというところでございますが、こちらの考え方としては、事業者の事業運営や主として企業間取引B to Bであるということから、こういった考え方もあり得るということかと思っておりますけれども、こちらを適用すると上昇率が12.2%ということで、送配協の試算9.6%を上回る上昇率になるということございまして、消費者への負担が大きくなるということでございます。

以上を踏まえますと、上の箱の2ポツに書いてあるとおりでございますが、可能な限り実態に即した手法を適用する観点や、消費者への負担に配慮しつつ電気工事業者の賃上げ等にも資するという観点からは、案②が適当と考えられるのではないかと事務局としては考えているところでございます。

次に、14ページ、他国における物価等変動の取扱いということで、先ほども少し申し上げたとおりでございますけれども、例えばイギリスにおいては、消費者物価指数をベースとしつつ特定の品目について、具体的には下の箱に書いてあるとおり、人件費、資材費等については、民間部門給与支給額とか建築資材指数等の指数を用いて変動率を補正しているというような事例が他国にもあるということでございます。

15ページ、こちらは費用項目の参考として付けさせていただいております。費用項目、下の箱にあるとおり、原価区分としてはOPEX、その他費用といったものがございまして、様々な性質を持つ様々な費目で構成をされているということでございまして、消費者物価指数、国内企業物価指数、公共工事設計労務単価等に関連すると考えられる費目もあるところではございますが、全体として特定の指標に関連するというわけではないと考えております。

一方で、消費者物価指数の2年間の上昇率6.3%というのは、先ほども見たとおり、送配電網協議会の試算7.4%と比較的に近い数字となっているということでございます。

次に、17ページ、事業報酬の取扱いということでございます。事業報酬は、合理的な発展を遂げるのに必要な資金調達コストとして、支払利息や株主への配当金等に充てるための費用と整理をされておまして、第1規制期間の事業報酬率の算定基礎となる公社債利回りの実績率については、下のグラフにもありますけれども、参照期間2017～2021年度ということでマイナス金利政策時を含めて参照しているということもありまして、公社債利回りが上昇している昨今の情勢とは大きな乖離があるということでございます。

その下の※で小さく書いてあるところではございますが、現行の参照期間での事業報酬算定に用いている公社債利回りは0.098%ということでございますが、一方で、足元の国債10年は2025年10月時点で1.635%となっているということで、乖離があるということでございます。

このような状況が続くと、一般送配電事業者の資金調達に支障が生じ得ることが懸念されるということでございまして、第70回の会合においても、公社債利回り実績率の変動は物価変動と同様の性質であるといった理由から、多くの委員の方から金利上昇に対応する制度措置の必要性についての御意見をいただいていたということでございます。

19ページでございますけれども、これまでにいただいた御意見も踏まえまして、事業報酬の算定式のうち、公社債利回り実績率については市場による客観的な指標であることを踏まえると、事業報酬についても、以下のように第1規制期間における制度措置を行うこ

ととしてはどうかということでございます。

まず1点目ですけれども、第1規制期間の制度措置の対象年度については、物価等上昇の制度措置と同様に、2026～2027年度の2年間とするということ。

2点目として、算定方法を維持するという観点から、公社債利回り実績率について、対象年度の直近5年間の実績の平均に置き換えて事業報酬率を算定するというもので、例えば2026年度分の措置については、2021～2025年度の5年分の公社債利回り実績の平均を採用していくというような考え方でございます。

3点目といたしまして、今後、各事業者において見直される合理化した投資量の実績を反映したレートベースに事業報酬率を乗じた事業報酬と、承認額の差分について制度措置を行うこととすると。

また料金の反映方法については、基本的に翌期調整とするが、事業者による期中調整の申請も可能と。これは物価等上昇と平仄を取っているということでございます。

なお、第2規制期間に向けては、過去の整理において、第1規制期間における自己資本比率の推移や各社の分社化後における財務方針等もよく確認をした上で、適切な自己資本比率の設定方法についても抜本的な見直しを実施すると整理をされておりますので、上記の措置はあくまで第1規制期間における時限的な措置として、第2規制期間に向けては、自己資本比率は $\beta$ 値を含めた事業報酬率の算定方法について総合的に検討を行うことが適当と考えられるのではないかとございまして。

20ページに現行の事業報酬の算定方法ということで載せさせていただいております、今回第1規制期間で見直すのは、この赤の公社債利回り実績率という2つの部分、こちらを直近の5年間の実績の平均に置き換えるということでどうかということでございます。

23ページが、これまで、本日の御説明分も含めてですけれども、制度措置のまとめということでお示しをさせていただいております。

1ポツでございますが、まず、現行の第1規制期間の審査時は物価等上昇の影響が顕在化しておらず、期間中の物価等変動を考慮しないことと整理をされたこと。一方で、その後、人件費・物価関連指標が急激に上昇、さらに事業者は、金利上昇に伴う支払利息の増加にも直面しているという状況と認識をしております。

今後、各事業者は、継続的かつ安定的な事業運営や取引先である電気工事事業者等の賃上げが困難になり、老朽化した送配電網の更新やGX・DXの推進に支障を来すことが懸念をされるということございまして、本日を含むこれまでの会合で御審議をいただいた

第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いについて、以下のとおり、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとしてはどうかとさせていただいております、①から⑦は先ほど申し上げたとおりでございますが、再度御説明させていただくと、まず①としまして、第1規制期間での制度要否、及び対象とする場合の年度については第1規制期間の制度措置の対象とし、対象は2026・27年度の2年とする。

②第1規制期間の制度措置の対象とする投資量については、各事業者において見直された合理的かつ現実的な投資量の実績値とする。

③制度措置の反映方法としては、翌期調整での反映を基本とするが、事業者による期中調整の申請を可能とする制度とする。

④制度措置の対象とする費用項目については、事後検証費用・控除収益・制御不能費用を除くOPEX・CAPEX・次世代投資費用・その他費用を対象とする。一部対象外とする原価区分があります、ということでございます。

⑤物価等上昇の影響額算定の基準年度としては、制度措置の基準年度を2021年度とし、対象年度の前年度までの物価上昇分を反映する。

⑥適用する客観的な公表指標については、費用項目に対して消費者物価指数（総合）、投資項目に対して建設工事費デフレーター（電力）を適用する。

⑦事業報酬の取扱いについては、第1規制期間のうち2026、27年度の2年を対象に、事業報酬率のうち公社債利回り実績率を対象年度の直近5年平均の数値に置き換え、差分を措置することとし、反映方法は論点③と同様。すなわち翌期調整での反映を基本とするが、期中調整の申請も可能ということとするというものでございます。

24ページ以降、第2規制期間に向けた検討課題についても整理をしておりますので、御説明をさせていただきます。

まず25ページですけれども、2ポツ、第2規制期間に向けては、例えば以下のような論点が考えられるため、今後継続的に検討していくこととしてはどうかと考えておまして、まず、①制度措置後の状況の継続的な検証ということございまして、第1規制期間における制度措置後の状況。物価等上昇の影響ですとか、また電気工事事業者の賃上げが実際行われているか、どのように行われているかといった状況等を継続的に検証した上で、第2規制期間における制度内容についても、必要に応じて適切な見直しを検討してはどうかということでございます。

また、②事業報酬に係る検討ということでございますが、事業報酬については、第2規

制期間に向けて、公社債利回りに加えて、自己資本比率や $\beta$ 値を含めた事業報酬率の算定方法について総合的に検討を行うこととしてはどうか。これは先ほど申し上げたとおりでございます。

③物価等上昇を考慮した審査のあり方ということで、第2規制期間の収入上限の算定においては、過去5年平均で参照してしまうと平均が3年目等になってしまうということなので、その4年目、5年目の物価上昇がきちんと反映されないというおそれもあるといったことでございますので、現行の参照期間5年平均を単純に取るのではなくて、直近の費用実績等をベースとするなど、第1規制期間中の物価や労務費の上昇を適切に反映する形で審査を行うことを検討してはどうかということでございます。

また、④でございますが、ロスシェア・プロフィットシェアのあり方ということでございますが、物価等の変動に伴う費用変動分については、23～25年度分や制度措置額との乖離分も含めてですけれども、規制期間終了後のロスシェア・プロフィットシェアの算定において除外をすること等を検討してはどうかということでございます。ただし、物価等変動に伴う費用変動分の特定手法については検討が必要であるということでございます。

また26ページ、今般の検討において指摘された以下のような課題についても、今後検討することが考えられるかということで、2点ほどお示しをしております。

まず、⑤物価等や金利変動の反映方法ということでございますが、現行制度では、規制期間中に期中調整を実施しない場合、調整項目の承認額と実績額の調整が行われるのは規制期間終了時の翌期調整時点となるということでございまして、このため、承認額と実績額の乖離が継続的に発生するようなケースにおきましては、事業者の収支に実態が反映されない期間が長くなり、翌期調整時の調整額が大きくなることに加えて、キャッシュフローへの影響から期中の投資計画に支障が生じ得るといった問題が生じ得るということでございます。今回の物価変動等が、まさにこの典型的な事例であったのではないかと考えております。

上記に対応する観点からは、物価等上昇や金利変動といった客観的かつ外生的な変動要因については、規制期間終了時の翌期調整を待つことなく、一定の期間ごとに、例えば毎年度、自動的に料金に反映させるといった措置についても今後検討に値するかということでございまして、ただし託送料金の変動にひも付いて小売料金も一定期間ごとに変動することになるということには留意が必要であろうと考えております。

次に、⑥としまして、規制期間中一律の託送料金の見直しということでございますが、

第70回の会合で送配電網協議会のプレゼンテーションにあったとおり、規制期間中一律の託送料金を前提とすると、規制期間中の設備竣工に伴う減価償却費の負担が後年度に大きくなること等の要因から、後年度にかけて想定収入や想定利益が減少するといった収支構造上の課題があるということでございます。

上記に対応する観点からは、規制期間中一律の託送料金とするのではなく、例えば規制期間の各年度の原価構成や将来の需要想定を考慮して、規制期間で異なる託送料金の設定を行うことも今後検討に値するかということで、例えばこの階段のように、後年度にかけてちょっとずつ託送料金を上げていくといったようなことも考え得るところかということでございますが、ただしこの場合も、託送料金の変動にひも付いて小売料金も一定期間ごとに変動するという点には留意が必要であろうということでございます。

いずれにしても、25ページ、26ページは、今結論を出すということではなく、第2規制期間に向けて検討をしていくということとしてはどうかということでございます。

私からの説明は以上になります。

○大橋座長　　ありがとうございました。

今回、大きく分けると2つの御議論をさせていただいてまして、まず最初は、第70回の会合の振り返りをしながら、物価等上昇と事業報酬の取扱いについて、第1規制期間における制度措置をどうしていくのかということを中心として出させていただいています。2つ目は、第2規制期間に向けての検討論点ということで、先ほど御説明いただいたということで、おおむね2つの論点がございます。

ぜひ委員の皆様方、あるいは場合によったらオブザーバーの方も含めて、活発な意見交換をさせていただければと思います。Teamsの挙手機能を通じてお知らせいただければ、私のほうから指名をさせていただきます。いかがでしょうか。

それでは、華表委員をお願いします。

○華表委員　　華表です。事務局の皆様、取りまとめありがとうございました。御提案の内容について、総じて賛同したいと思っています。一方で、何点かコメントも付け加えさせていただければと思います。

まず、7ページから16ページの④から⑥について、事務局案に賛成です。1点コメントがあるとすると、第2規制期間については、25ページのとおり改めて検討ということと理解していますが、そうはいつでも、考え方レベルでそごは来さない必要があると思いますので、⑥の採用指標の考え方ですとか、⑤の基準年度が仮に第2規制期間にそのまま適用

になってもおかしいことにはならないということは、もちろん全てを完全に予見できるものではないですけれども、確認はしたほうがいいのかと思いました。

次に、⑦の事業報酬率については、19ページの考え方で、物価上昇のほうの考え方とも整合が取れていると思いますので、御提案は合理的だと考えています。

加えて、25ページが今後重要となる論点であるということも、そのとおりだと思います。特に②と③については、今回の経験を踏まえても、なかなか物価や金利などの先を見通すことは難しいですので、規制期間が始まる時には、一旦確からしい数字を置いておくにしても、後々に実績で数字を置き換えて、プラスにしてもマイナスにしても調整するというようなことが合理的だと考えています。

この調整で出たプラス・マイナスをいつ払うのかというところが、26ページの⑤の論点だと理解していますけれども、ここについては、可能な範囲で早めに調整するほうがフェアなのかとは思っています。

ただ一方、作業の煩雑さや料金の変動の大きさとトレードオフということかと思えますので、仮にトレードオフを考えて、翌期にまとめて調整ということになるのであれば、これまでの議論のとおり、今後は金利がある世界を前提としていくということだと思えますので、その場合には、きちんと金利分も反映するような形で支払い額を決める必要があるというふうに考えているところです。

私からは以上です。

○大橋座長　　ありがとうございました。

続いて、河野委員お願いします。

○河野委員　　河野でございます。御説明ありがとうございました。

まず、全体感について申し上げます。日々の暮らしに欠かすことのできない電気の供給において、送配電事業が果たしている役割というのはとても大きく、送配電システムの維持と電気の安定供給のためには、送配電事業そのものが滞りなく行われることというのが重要だと理解しております。

近年の物価高、労務費の高騰と金利の上昇によって、制度設計時に想定した状況と比べて現状が乖離し、事業経営にマイナスの影響が生じていることを見過ごすわけにはいかならない今回の措置であると受け止めています。

その上で、エスカレーションの具体的な適用方法については、論点ごとにデータを示し、考え方を整理して、23ページの一覧にまとめていただきました。ここに書かれている現時

点での方針と提案内容に対しては、専門的知見はございませんけれども、納得感がございますし、特段の異論はございません。法的な整備も含めて、やると決めたら早めに対処すべきだというふうに思います。

今後に向けて、幾つかコメントを申し上げたいと思います。まず気になるのは、各事業者において合理的かつ現実的に見直すことになっている投資量や制度措置の対象となる費用項目において、当然、適正な数値が置かれるとは思いますが、補正に当たっての透明性の確保と事業者としての説明責任はしっかり果たしていただきたいと思います。

2点目としては、今以上に事業全体において効率化を徹底するという姿勢も堅持いただきたいと思います。

3点目は、財務上の緊急度が高くエスカレーションの適用を急ぎたい事業者においては、期中申請を可能とするとしているところから、年明けのちょうど国による電気料金補助が切れた後に、値上げ実施のアナウンスが行われるのではないかというふうに思います。今回の措置に関しては、当該事業者はもちろんのこと、経産省や電力・ガス取引監視等委員会においては、措置の内容や変更時期について早めの広報をお願いいたします。

また、電気の小売料金というのは、燃料費調整制度や再エネ賦課金などの変動要素があって、加えて、国からの補助金などで期ごとに上がったり下がったりしていますが、今回のエスカレーションの導入が値上がりという結果だけが注目されるのではなく、最初に申し上げたとおり、自然災害時の復旧対策なども含めて、1年365日安定的に電気を送り続けている送配電事業の役割と実情についても理解が進むような広報ができればいいのではないかと感じております。

最後に、第2規制期間に向けては、25ページで整理いただいた各論点について継続検討するという承知しておりますが、その際には柔軟な思考で取り組むべきかと思えますし、特に今回の措置の目的である財務の改善に寄与したかどうかについては、大変だと思いますけれども、しっかり検証していただければと思います。

電気の需要側である一般消費者にとって、物価高がもたらす家計への重圧が大きいことは言うまでもございません。今回の措置が十分であるかどうかについては、事業者の皆様にも御主張はあるかと思いますが、家計にとって激変とならないように配慮いただければと考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○大橋座長      ありがとうございました。

続いて、新家委員をお願いします。

○新家委員　新家です。まずは事務局の皆様、本件取りまとめ、誠にありがとうございます。  
ます。

まず、スライド23ページにある今回の制度措置についてですが、全体感としては、私もこちらについては、事務局取りまとめ案に賛同させていただければと思います。

先ほど河野委員からちょっとコメントがありましたが、論点②の現実的な投資量の精査、ここについては透明性を持った事業者からの御説明には期待をしたいと思っております。

⑦番、事業報酬の取扱いについては、今回、金利の明らかな上昇も踏まえて、フォーミュラーの見直しをしない前提で、公社債利回りの実績値を反映するという形で御検討いただいた点についても、意見等を反映いただいて、誠にありがとうございます。

1点だけちょっと細かいことを申し上げますと、20ページの事業報酬率の算定方法を見ながら申し上げますと、今回は公社債利回りのところだけを反映するという趣旨ですので、それに沿った形での変更ということで賛同申し上げたいと思いますが、このいわゆるリスクフリーレートの部分の位置づけが今回見直されるという形で、全産業自己資本利益率のところは変わってないという形になりますので、これ $\beta$ でくくっていただくと、 $\beta$ （全産業自己資本利益率-公社債利回り）という部分の括弧の中身のところの差がちょっと縮まる形にはなりますので、ちょっとこれって、企業がリスクフリーレートよりリターンを稼ぐ部分のところ縮まる形になるのが、少し違和感は正直あるのですけれども、あくまでフォーミュラーを直さない形で公社債利回りの反映をするという趣旨での今回の変更については、賛同をさせていただければと思っております。これが大きな1点目です。

2点目は、第2規制期間に向けた検討課題ということで、25ページ目以降のところでございますが、まず、②番の事業報酬に係る検討については、10月の会合のときにもちょっと申し上げさせていただきましたが、ここに書いていただいておりますとおり、公社債利回りに加えて自己資本比率や $\beta$ 値を含めた事業報酬率の算定方法についての総合的な検討ということが言及いただいております。

こちらについては、今回、事業環境の変化に応じた仕組みの変更というのを追加の制度措置という形でしていただいておりますが、実態としては、もともとレベニューキャップをつけた上で、ある程度固定費割合が多い送配電事業においては非常にリスクが低いと思われるものが、これだけの事業環境変化によって、決してリスクが低いものではなくな

っているということは、これはもう実績を見ても明らかではないかなと思っています。いろいろな制度措置をすることによって、そのリスクを低減するという努力も必要ではございますが、一定程度、民間事業者にとって事業として継続できるために必要となるリターンの見直し、これはこれまでの送配電事業者が直面している事業環境のリスクや事業環境の変化も踏まえた上で、やはり総合的に検討する必要はあるのかなというふうに思っています。

私が日々、株式市場などで金融の投資関係者と接点を持つ中では、やはり今の事業報酬率の絶対値というのはかなり低い水準に、もちろん今の金利環境が大きく変わっているせいもあるのですが、なっています、非常に問題視されている部分ではありますので、ここについては、一定程度のリスクも踏まえた上での事業報酬率の算定については、総合的な検討が必要なのかなというふうに考えております。

あと論点⑤と⑥の部分については、その反映方法のところは、確かにこのコメントにもあるとおり、小売料金への影響等にもちょっと留意しながらやる必要があるかなとは思いますが、先ほど華表委員の御意見にもありましたとおりですが、精算のタイミングがずればずれるほど、時間価値の部分の反映であるとかそういったところが、恐らくちょっと煩雑な部分も出てきてしまうとは思っていますので、できる限り小売料金とのバランスを踏まえつつも、できるだけ早く実態との乖離についての反映というのを念頭に置いて、仕組みの検討というのは必要なかなというふうに思っております。

最後に⑥のところでございますが、こちらについても、小売料金の影響とのバランスというのは十分配慮が必要ではございますが、どうしても事業として、時間がたてばたつほど規制期間内で利益がどんどん減っていくという見通し、これは29ページの絵などがそれに当たると思いますが、こういったものを見せられると、外部の金融市場、資本市場から見ると、事業環境がどんどん悪くなっていくのではないかというようなメッセージにもどうしてもつながってしまいますので、そういったところが余計な資金調達コストの上昇につながってしまうリスクはありますから、そういったところにも配慮をした制度設計というのがあるのかどうか、これもぜひ一つ議論の俎上にのせていただければなというふうに思っております。

私のほうからは以上です。よろしく申し上げます。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、川合委員申し上げます。

○川合委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

私も、今回の提案については賛成しており、御提案のことで結構かと思います。レベニューキャップ制度導入当初前提としていた金利とか物価の上昇率等々がここ数年で激変した中で、今回の提案内容は当然のことなのだろうと考えます。

ポイントは、今回こういう状況になって、期中調整を検討したわけですが、今後も同じような状況になった場合に、同じように審査する際に、やはり審査する側の負担とか申請者側の負担とか、そういうことも考える必要があると考えますし、第2規制期間に向けて考えているところです。

第2規制期間に向けた対応というのが、今後の検討課題ですが、一定程度の物価上昇（下落）や、金利の変動があった場合に、一定のレンジで、自動的に変更が期中でも行われる制度にしていかないと、また、その度に毎回こういう期中調整の審査をやって、当局にも負担がかかるし当事会社にも負担がかかるというのは、厳しいのではないかと思います。

その中で、どのような項目の変動について、自動的に調整をするのか、どの程度の変動がなければ調整しないのか、こうした制度にした場合にどのあたりに課題があるのか、どのような幅を設定するかというあたりが検討課題と思われます。現状の制度では、レベニューの上限を設けるという形になっているので、それが一定の幅で動くことが制度的になじむのかとか、上限を超えてエスカレということができるとのこととなると、制度改正の問題もあるかと思います。

次回以降に、可能であれば、現状の制度で何ができて何ができないのかということ、この資料中で書かれた課題との関係で、分析して戴ければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○大橋座長 ありがとうございます。

続いて、松村委員お願いします。

○松村委員 松村です。発言します。今回の事務局の提案、今までの議論を踏まえた提案を出していただいたと思います。このとおりに進めていただければと思います。

第2規制期間に向けて宿題が多く残ったということだと思います。これからまだまだ大変だということだと思いますが、第2規制期間がうまく滑り出せるように、今から準備しておかなければいけないことを、改めて思いました。

今回委員から出てきたコメントに関して、まず、今後は、翌期調整になったときには金

利のある世界なのだから、金利の分を考慮するというのはもつともだと思います。本来は翌期調整のほうが望ましいのにもかかわらず、金利のことを考えて期中調整に動くインセンティブを与えるのはよくないことからしても、確かに考える価値はあると思います。

一方で、言うまでもないことですが、それは逆に言うと、もともと算定された期間の収入が多過ぎた場合には、金利をつけて翌期に返すこととなります。まかり間違っても、次の期に繰り越した分の金利を考えるけれども、本来なら前の期もらい過ぎた部分については金利を考慮しないなどという議論にならないように、当然のことだと思いますが、もし仮にそんな制度を導入するとすれば、両面の準備をお願いします。

次に、リスクが大きくなったことに関しては、確かにそのとおりだと思いますが、さすがに金融のプロであれば、もう少し何か証拠のようなもの。金融機関の人がそう言っていますとかということは、既に今まで出された債券を持っている人、あるいは株を持っている人は利害関係者なので、その人たちにとって高い報酬率のほうがいいというのは当たり前のこと。もう少し具体的な証拠が出てくるといいなと思います。

具体的に言えば、例えば、国債との間のスプレッドがこんなに大きくなりましたとかというようなこと。国債と既発債の価格情報は以前からあるはずですから、そういう事実を示していただくほうが、利害関係者がこう言っているという事実だけを示されるより、説得力があると思います。

ただ現実には、送配電部門が所有権分離されていないので、そこが出す債券になっていないので、難しいことは分かりますが、難しくなければ、私たちはすぐ見れば分かるので、難しいからこそプロの方の意見を聞きたいということなのだと思いますので、そういう形で何か私たちにも分かるような、具体的に資金環境が悪化していることが示されればよいと思います。

具体的に、大規模な送電投資だとかに対してはいろいろなサポートは既に考えられていることも考えた上で、そのようなことがあったとしても、なおかつ、まだ起債がとても難しい状況になっているかどうかは、私たちはウオッチしていかなければいけないと思います。

以上です。

○大橋座長　　ありがとうございました。

続いて、池田オブザーバーをお願いします。

○池田オブザーバー　　丁寧な御説明ありがとうございました。私は、26ページの第2規

制に向けた検討課題の中で、本件が小売料金に反映されることも配慮する必要があるということから、その部分について1点御説明したいと思います。

前回この議論をした際には申し上げましたが、我々小売事業者は、現行の制度の中では、小売ガイドラインに従って需要家に丁寧な料金改定について説明・承諾を得る必要があります。託送料金の改定があれば、それをどのように反映するかということを経営で議論し、お客様に通知・説明、要望があれば出向いてお話をし、何回か議論をする。さらに需要家の皆さんも、我々から受けた説明内容を需要家内で説明し、社内で合意を得る必要があります。

なので、前回も言いましたが、周知期間については前回の議論で、小売事業者が十分に周知期間を取れるように適切に申請をすることが望ましいとのコメントを事務局からいただきましたが、この点については改めて配慮をお願いしたいと。

その上で、今回は、その改定の頻度や時期に対する議論の頭出しの議論についてちょっと述べたいと思います。上記以外についても、その頻度についても、先日の今述べたプロセスを経るということを考慮に入れて、ぜひ検討して欲しいと思います。

また、時期についても、例えば小売の契約の更改を年度替わりのタイミングにするなど、関係する事業者の意見も聞きながら検討いただければと思います。

以上になります。

○大橋座長　　続きまして、近藤オブザーバーをお願いします。

○近藤オブザーバー　　ありがとうございます。近藤でございます。オブザーバーとして発言いたします。

丁寧な御説明をありがとうございます。今回の案については、制度の持続可能性を維持する見直しは必要であると考えております。その上でコメントさせていただきます。

日本生協連では、組合員・消費者の家計状況を継続的に把握するため、「家計・くらしの調査」を毎月実施していますが、今年8月の電気料金は、1世帯平均1万1,631円となり、2021年比で2,891円増と、この5年間で最も高い水準でした。消費者の生活は依然として厳しく、政府による電気、ガソリン等のエネルギー価格への補助が続いている中でも、生活支出は続々増加しています。電気料金は生活の基盤であり、急激な負担増には強い懸念があります。

今回の方向性には賛同いたしますが、今後の料金上昇については、消費者の家計実態を丁寧に踏まえ、十分な説明と検討をお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

続きまして、村松委員お願いします。

○村松委員 村松です。長期間にわたる議論を丁寧にまとめてくださいますと、ありがとうございました。第1規制期間に関する検討結果と第2規制期間に向けた検討課題ということで、両方についてコメントを述べさせていただきます。

第1の今回の手当てになりますが、当初、送配電事業者各社の実績に基づいて物価上昇等の影響額の算定を行っておりました。最終的には公表された数値、消費者物価指数並びに工事費デフレーターを使うということで、この点につきましては 客観性・透明性があって、説明して納得を得やすい落としどころになったのではないかと考えております。

ただ、その前段として、各社の実績をきちんと分析した上で、それと大きく乖離することのない項目を選んだことについては、最終的に委員会への報告の中に織り込んでいただいてもいいかと考えました。そこに至った事業者の方々の分析、大変感謝しております。ありがとうございました。

2番目に、第2規制期間に向けた検討課題についてです。挙げていただきました項目、いずれも既定路線で行くのではなくきちんと検討すべきという点について、事務局のお考えに賛同いたします。

今までも議論ありましたけれども、注意すべき点といたしましては、コストについては上げと下げの両方の前提を考慮する必要がありますので、そこについては今までも既に議論済みではありますが、きちんと前提の中に織り込んでいただければと考えております。

また、ちょっと明示はなかったかなと思ったのですが、第1規制期間の間に市場や制度の内容の見直し、完全に決まったものもあれば、今後見直しの方向で検討中と挙げられている項目がございます。例えばですけれども、最近では調整力の調達、こちらの市場の扱いについて議論がなされているところだと理解しております。

こういった、そもそもの前提となる市場や制度の変更が起きる場合には、規制の内容を少し見直す必要があるのかなのかといった点は、レビューいただく必要があるのではないかと考えております。

先ほど申し上げた調整力調達コストについては、前回もちょっと申し上げましたけれども、費用項目をどの原価区分とするのか。この辺りの検討ですとか評価方法、この辺もレビュー

一が必要なのではないかと考えております。全部もう一回検討し直しましょうということ  
を申し上げているつもりはないのですけれども、少なくとも前提が変わったものについて  
はということで申し上げました。

今回のお取りまとめいただきました方向性、事務局案に賛同いたします。進めていただけ  
ればと存じます。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

続いて、消費者庁の茶谷オブザーバー、お願いします。

○茶谷オブザーバー 消費者庁でございます。今回の制度措置の取扱いにつきまして御  
説明いただき、ありがとうございました。

消費者庁といたしましては、前回以降御提示・御議論いただいた案につきまして、電力  
の安定供給に資するように、賃上げや物価等の上昇による影響を反映させつつも、一方で  
消費者負担を可能な限り抑制する方向で御検討いただいたものと理解をいたしました。

本見直しによって反映された託送料金の上昇分が、実際に電気工事事業者等の賃金に反  
映されているかにつきましては、ぜひフォローアップいただきたいと考えており、今回の  
見直しの目的や内容につきましては、ほかの委員もおっしゃっていましたが、消費  
者への分かりやすい情報提供をお願いいたします。

また、第2規制期間に向けた検討課題につきましても今後議論されるものと理解してご  
ざいますけれども、物価等の上昇を見込んで調整された項目が、実際に上昇しなかった場  
合の扱い等については、消費者利益の擁護の観点も踏まえた、引き続きの御検討をお願  
いいたします。

以上でございます。

○大橋座長 続きまして、送配電網協議会の高野オブザーバー、お願いします。

○高野オブザーバー 送配電網協議会の高野でございます。ありがとうございます。本  
日は、レベニューキャップ制度の第1規制期間における物価等の上昇、事業報酬の取扱い  
について整理いただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

これまでの審議会で弊会からも御説明させていただいたとおり、将来的な安定供給の確  
保の実現のためには、中長期的なサプライチェーンや施工力の維持が不可欠でありまして、  
今回整理いただいた内容の趣旨を踏まえて、一般送配電事業者としても、これらの取組を  
より一層進めてまいる所存でございます。

また、本日併せて整理いただきました第2規制期間に向けた検討課題のうち、1つ目の制度措置後の状況の継続的な検証につきましては、市況などの実態に見合った適切な賃上げの実現に向けた重要な検討と認識しておりますので、一般送配電事業者としても、今後の実績などを踏まえた検証・評価などを行ってまいりたいと考えております。

そのほかの検討課題につきましても、第1規制期間の中で顕在化した課題や改善点などを踏まえて、第2規制期間以降に向けて、レベニューキャップ制度の目的であるレジリエンスの強化、カーボンニュートラルの推進、効率化の実現に一段と資する制度となるよう、検討を深めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、委員の皆様、事務局の皆様の御力添えを賜ればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

○大橋座長      ありがとうございました。

続きまして、新家委員をお願いします。

○新家委員      2回目、すみません。新家です。先ほど委員の方からいただいた指摘を踏まえて、少しだけコメントを補足させていただければと思ったので、すみませんが発言をさせていただきます。

まず、先ほど御指摘あった中で、クレジットスプレッドの広がりをもたいなお話があったのですが、20ページの事業報酬の算定方法を見ていただければお分かりいただけると思うのですが、私が、リスクが高くなっているという話で指摘したのは、別にクレジットスプレッドを言っているわけではないということですし、フォーミュラーで見れば、ここは公社債利回り、 $\beta$ 値と全産業の自己資本利益率から算定されるものなので、そういう意味でいうと、リスクというところが反映されるとすれば、それは $\beta$ 値がどうなっているのかとかそういったところの議論になるのではないかなど。そういうことは、つまり自己資本報酬率の部分にいわゆるリスクの反映というのはすべきなのではないかという意味で、問題点として指摘させていただいています。

エビデンスを示せというお話もありましたけれども、こういう場では説明させていただいたことはないですけれども、24年の5月に1度、電力・ガス基本政策小委員会の場で私もプレゼンさせていただきましたけれども、そういったところでは、市場の観測データも踏まえながら、電力会社に要求されている自己資本のリターンであるとか、そういったところに変化は生じているのではないかなど。それがほかの一般産業に比べても非常に厳しい見方になっているというデータを一応お示ししたりしていますので、必要があれば、またそ

ういったもののアップデートはさせていただければなというふうに思っております。

最後、3点目として、ちょっと気になる御発言だったのであえて申し上げたいのですが、利害関係者だからリターンが高ければいいに決まっているのではないかという御指摘があったのですが、送配電事業者を取り巻く利害関係者というのは、別に債権者であるとか株主だけではないと思うのですね。当然ユーザーである消費者の皆様、電力小委の皆様も利害関係者ですし、こういった行政の場もそうだと思います。企業を取り巻くステークホルダーというのは多様でして、ステークホルダーごとで企業に求めることというのはやはり違うのかなと思います。それは立場が違うわけですから。

例えば、御指摘があったとおり、株主だったらリターンがというふうになるでしょうし、消費者の方だったら、当然それは低廉な電気料金ということになると思うので、そういったところ、いろいろな利害関係者のバランスを取りながら、最適解はどこにあるのかというのを議論するのがこの場なのではないかなというふうに私としては認識しています。

それがもしかしたら間違っているのかもしれませんが、そういった様々な利害関係者の方が送配電事業に求めるものというものはあるわけですから、それをどうやって適切にバランスを取りながら最適解を導き出すか。そういったことをこれからも議論をしていく必要があるかなと思うので、ある特定の利害関係者だけが不当に何かリターンを求めようとしているとか、そういうような意見というのは、ちょっと私は違うのではないかなと。

あくまでその資金提供は、当然運用委託をされて資金運用しているわけですから、その中で求められるリターンというのを、適正値を求めて主張しているという形になりますので、あくまでその立場としてのリターンを言っているというだけだと思いますので、不当に高いリターンはもちろんいけないと思いますが、できるだけ客観性を持った形で、どういったリターンが適切なのか。それが消費者や、ちょっと逆側にいるステークホルダーとのバランスも取った上で、どういった最適解を求めるべきなのか。そういったところを引き続きこういう場で議論をしていくのがいいのかなと、私はそのように感じています。

以上です。

○大橋座長　　ありがとうございました。

続きまして、皆藤オブザーバーお願いします。

○皆藤オブザーバー　　ありがとうございます。皆藤でございます。今回の資料の取りまとめ、誠にありがとうございます。

国民生活、企業活動にとって必要な電力の安定供給実現、こういったものについて今回

事務局の方が御提案された内容につきましては、いずれも必要な措置であるというふうに考えますし、また第1規制期間についても適用するというので、迅速かつ柔軟な対応についても、非常にありがたいなというふうに考えております。こういった事業会社が安定して存続できるような持続的な制度とすること、これが非常に重要でありまして、金利上昇とか人件費の転嫁、こういったものは非常に重要な観点かというふうに考えております。

一方で、需要家にとりましては価格の安定というのも非常に重要なポイントでございます。今回議論でありますような必要なコストアップ、これを過度に抑制することというものを求めるものではございませんけれども、適正に認めつつも、例えば国全体で燃料の確保、こういった部分などにおいて、全体としてエネルギーコストが抑制できるような取組、こういったものを通じて、需要家にとっての価格の安定というものをまた御検討いただければというふうに考えております。

私からは以上です。ありがとうございます。

○大橋座長　　ありがとうございました。

続いて、松村委員お願いいたします。

○松村委員　　すみません、何回も。利害関係者がこう言っているからそうするということが問題だということをやただけであって、多様な利害関係者がいるのだから、その人たちみんなのことを考えて決定するというのは、当然のことだと思います。今までの制度もそうになっていたし、これからの制度運用もそうだと思います。

例えば電気を買う人が、電気代が高過ぎると言ったから、だから電気代を下げる必要があるのだという結論に直結はしないけれども、客観的にこういう理由で高過ぎると思っいるということが出てくれば、それは当然に考慮し、それが事実であれば、それに対応するということなのだと思います。算定する資本費用が低過ぎることが仮にあったとして、資金提供者が報酬率が低過ぎると言ったから当然引き上げるべきだということではなく、具体的に資本費用がこう上がっていることを示して、今のフォーミュラーでは反映できないということが示されて、それで上げる、ルールを変えることになるのだろうと思います。

したがって、いろいろなステークホルダーがいるというのは当然のことですが、料金が下がってくれたほうがうれしいと言う人が、ただ高過ぎると言っただけで下げるというわけにはいかないし、お金を出している人が、報酬率が低過ぎると言うことを言ったということを証拠として事業報酬率を上げるというわけにはいかないで、スプレッドのような

何か客観的な指標って出せないのですかということを行ったということにすぎません。

新家委員がいろいろなデータを別の委員会で出してくださっていることは分かっていますが、そのときにも、その出てきたものの問題点は既に指摘したつもりです。単にその問題のある資料を、データだけアップデートしたというだけではなくて、その疑問に答えるようなものが出てくるとさらにありがたいと思いますし、スプレッドのようなものであれば、最も客観的で分かりやすいということを行っただけです。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

以上で、委員・オブザーバーの方、御発言希望の方には一通り御発言いただいたという感じですが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、もし事務局のほうからコメント等あれば、いただけますか。

○黒田NW事業監視課長 委員・オブザーバーの皆様、本日も闊達な御意見いただきまして、ありがとうございました。

第1規制期間における制度措置の取りまとめ、23ページについては、皆様おおむね御賛同いただいたのかなというふうに思います。ありがとうございます。

その上で、コメント・御質問いただきました点を御回答できればと思いますが、まず華表委員から、今回の第1規制期間の措置について、第2規制期間以降にもそのまま適用しても問題のない、齟齬のないような仕組みになっているのかという御質問をいただきました。

事務局としては、基準年度ですとか公表資料も含めて、第2規制期間にもそのまま適用しても問題がない、制度としてワークするものであるというふうに思っておりますが、ただ先ほど申し上げたとおり、25ページの①でも書いてあるとおり、制度措置後の状況の継続的な検証を行って、必要な場合には見直しを含めて検討していくということを考えているということでございます。

また、多くの委員から、制度の実施後のフォローアップ等についてコメントいただきました。河野委員、新家委員からは、投資量の見直しがきちんとなされるかといったこと、河野委員から、効率化も引き続き進めるといった点について御指摘いただきましたので、本会合等で適切に検証していきたいと思っておりますし、また消費者庁の茶谷オブザーバーからご指摘のあった、制度を入れた後の賃上げが実際に行われるかどうかといった点につきましても、きちんと検証をしていきたいということでございます。

それから、消費者への御説明をきちんと行っていただきたいという点について、河野委員、近藤オブザーバー、消費者庁・茶谷オブザーバーから御指摘をいただきました。ごもっともだと思っておりますし、いただいた早めの広報であるとか、あとは、実際に料金が値上がりになるという結果だけではなくて、送配電事業の必要性・役割といったことも含めてきちんと消費者に伝わるようにというような御指摘もいただきましたので、きちんとこういった点も踏まえて伝えられるように、事業者とも連携をしながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、事業報酬、金利の扱いについて第2規制期間に向けて検討していくという中で、新家委員、松村委員から御意見もございましたので、そういった点も踏まえまして、第2規制期間に向けて総合的な検討を引き続き実施をしていきたいというふうに考えております。

それから、第2規制期間に向けた論点の中で、26ページの⑤、⑥、物価、金利変動の反映の方法、タイミングですとか、規制期間中一律の託送料金見直しといった点についても、多くの御意見をいただいたと思っております。

華表委員や新家委員からいただいた、基本的には早期に反映をする、そうしないと割引現在価値の影響も出てくるのだといったような御意見もいただきましたし、また川合委員から、事業者や審査側の負担の問題、それから制度の問題、実際に現行制度の中で何ができて何ができないのかといったような話もいただきました。

また池田オブザーバーから、小売事業者側の観点で御意見もいただいたということでございますので、本日いただいた御意見を踏まえて、第2規制期間に向けて引き続き検討をしていければと考えております。

それから個別の御質問で、村松委員から調整力費用の扱いについての御質問をいただきましたが、調整力費用は事後検証費用ということになってございますので、翌期調整するに当たってどのように調整をしていくかといった点も、今後、議論する必要があると思っておりますので、昨今の市場の動向も踏まえてどう考えていくかというところは、また改めて御議論をさせていただければと考えております。

それから消費者庁・茶谷オブザーバーから、料金に織り込んだけれども実際に上昇しなかった場合の取扱いと、第2規制期間に向けてということで御検討いただきたいというコメントもいただきました。

5月だったと思いますが、本会合で御議論いただいた前提としましては、一定の物価上

昇を織り込んで料金に反映した後、実際にはそこまで物価の上昇は起こらなかったという場合には、差額を事業者が返還をするということで基本的には考えているところでございますけれども、こういった制度の精緻化についても、第2規制期間に向けて引き続き議論をしていければと考えております。

その他、様々な御意見・コメントをいただきましたので、こういった点も踏まえて、今後、第2規制期間に向けて制度等の検討を進めていければと考えております。

私からは以上になります

○大橋座長 ありがとうございます。

本日、まず第1規制期間における制度措置についてということで、こちらのほう、物価等上昇及び事業報酬の取扱いが大きな論点ですけれども、こちらについて様々な御意見いただきましたが、方向性としては大きな御異論はなかったというふうに認識をしております。

よって、事務局案として整理させていただいて、電力・ガス取引監視等委員会のほうへ御報告いただくということかと思えます。

村松委員からも若干あったと思いますが、検討の経緯も取り上げて欲しいというところもありましたので、事務局としては、そういうふうな形で丁寧に委員会のほうに御報告いただければと思います。

今回、こうした形で第1規制期間についての取扱いを整理させていただきました。今年の5月から、随分の時間、委員の方々のお時間を使わせていただきまして審議させていただいたところです。今回の制度措置を通じて、各一般送配電事業者における継続かつ安定的な事業運営に資すればというふうに思っていますし、また委託先である電気工事業者などの賃上げにも資する制度になって欲しいというふうに思っています。

老旧送配電網の更新とか、あるいはGX・DXの推進とか、そうした必要な投資もこうした形で実施できればと思いますし、また、これで十分かというのは引き続き議論していきなさいいけないところでもありますけれども、一旦、第1規制期間についての取扱いはこうした形で整理をさせていただければと思います。

第2規制期間についても、相当検討課題について御議論いただきまして、場合によってはこちらのほうがコメント多かったのではないかとというふうに思いますけれども、この点についても、事務局において今後しっかり議論できるように整理のほうお願いできればというふうに思っています。

以上が本日の議題でございますが、もし全体通じて御発言希望あればいただければと思

いますが、いかがでしょうか。——よろしゅうございますか。

それでは、本日予定していた議事は以上ですので、議事進行を事務局のほうへお返しいたします。

○黒田NW事業監視課長 大橋座長、ありがとうございました。

本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしく願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第72回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日は、ありがとうございました。

——了——